

公 告

令和8年度水と緑の森づくり情報発信業務委託企画提案競技の実施にあたり、次のとおり公告する。

令和8年2月5日

島根県知事 丸山 達也

1 目的

水と緑の森づくりの取組等に関する県民への情報発信について、企画提案競技を実施することにより優れた企画提案を求める。

2 概要

(1) 委託業務名

令和8年度水と緑の森づくり情報発信業務

(2) 業務内容

令和8年度水と緑の森づくり情報発信業務委託企画提案競技用業務仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日までとする

(4) 提案価格の上限額

9,696,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

(1) 島根県内に本社、支社又は営業所等の事業所を有する単独法人又は企業グループ（以下「県内法人」という。）であること。

(2) 次の各号を満たす県内法人であること。但し企業グループで参加する場合には、その構成員が次の各号を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、3年を経過しない者であること。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者ではないこと。

ウ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

エ 島根県が賦課徴収する全ての税並びに法人税、消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- キ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(3) 企画提案募集説明会の有無

なし

4 書類の提出方法

(1) 提出書類

「令和8年度水と緑の森づくり情報発信業務に係る企画提案競技実施要領」のとおり

(2) 提出方法

令和8年3月5日（木）午後5時までに持参又は郵送（必着）により島根県農林水産部林業課
水と緑の森づくり係（5.問い合わせ先）に提出すること。

5 提出・問い合わせ先（事務局）

島根県農林水産部林業課 水と緑の森づくり係

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL: 0852-22-5166 FAX: 0852-26-2144

E-mail: mizumori@pref.shimane.lg.jp